

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（収益認識に関する注記）</p> <p>第十五条の二十六 財務諸表等規則第八条の三十二第一項の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。</p> <p>（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）</p> <p>第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）</p> <p>第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	